



がんばる
若手農業者

自分が作ったもので 雫石町の良さを発信したい

平成23年に新規就農した下澤田翔太さん（上和野・35）は現在、水稲、露地野菜、冬は花苗の生産に取り組んでいる。

翔太さんは茨城大学に進学後、茨城県内の会社勤務していたが、平成23年3月の東日本大震災がきっかけとなり、同年5月にUターンし、父・康雄さんの元で就農した。

両親、祖父母、弟と共に水稲6・2haの他、レタスやキャベツ、長芋、ゴボウ、花苗を生産している。6～10月は早朝3時半頃から畑でレタスを収穫・箱詰めし、盛岡市中央卸売市場に出荷。休憩を挟み、キャベツの収穫・出荷も行う。11月、3月には長芋とゴボウを収穫、主に道の駅雫石あねつこに出荷するが、長芋は贈答用としての注文も多い。冬期間は作業受託したチューリップやクロッカスなどの球根をポットに植え、芽がでたものをホームセンターに納品している。

昨年は、7月の長雨の影響で長芋の成長が悪く天候に左右される農業の難しさを実感する1年となったが、「生まれたところで仕事ができるのが農業の良いところ」と翔太さん。昨年7月に早由^{さゆき}さんと結婚し、3世代7人家族となり「今後も質の良い農産物を生産し、自分が作ったもので雫石町の良さを発信できるように、考えて取り組んでいきたい」と翔太さんは希望に燃えている。

●今号の主な内容●

- ★議会総務産業常任委員会との意見交換会開催 2
- ★農業振興地域整備計画の見直しについて（手続き編）..... 3
- ★農地賃借料情報 4



令和3年度 農業委員会活動方針

雫石町農業委員会会長 岡 森 喜与一

国の2020年農林業センサスの調査結果（概数値）が公表されました。

岩手県は、主な仕事が農業の「基幹的農業従事者」が約4万4千人と、5年前調査から約1万5千人減となり、全国では約40万人減少し、本町でも300人以上の減となりました。また、減少率も全国平均の22・5%は過去最大であり、岩手県は全国平均よりさらに高い25・3%で、本町は約20%となっており、高齢化による離農や後継者不足が加速していることが顕著となっています。一方で、1経営体あたりの耕作面積は、全国平均が初めて3ヘクタールを超え、岩手県もほぼ同じ約3ヘクタールで、本町はさらに高い約5・7ヘクタールとなっており、経営規模の拡大が進んだ結果となっております。

さらに昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大により農作物の消費低迷や価格の低落など、農業経営者には深刻な影響を及ぼしております。

こうした中、雫石町農業委員会では、法改正に基づき平成30年5月より新たに農地利用最適化推進委員を加えた新しい農業委員会組織として活動して来ましたが、令和3年度は新制度移行後初の改選を迎え、5月より新体制となります。

令和3年度におきましても、農業委員会の最大目標である「農地利用最適化の推進」のため、①遊休農地の発生防止・解消、②農地の利用集積・集約化、③高齢化や担い手不足に対応した新規参入者の促進、以上の3点を、農業者の代表機関として、町の農林課や関係機関と連携しながら、農業者が将来に夢と希望を持つて農業に取り組むことが出来るように、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が一丸となって取り組んで参ります。

雫石町議会総務産業常任委員会との意見交換会

1月27日、町中央公民館において、雫石町議会総務産業常任委員会（杉澤敏明委員長）と農業委員会の意見交換会を開催しました。

この意見交換会は町の農業振興を図り農業委員会活動の活性化につなげることを目的として行われ、総務産業常任委員7人と岡森農業委員会会長、農業委員8人、各事務局が出席しました。

今年は「遊休農地対策」をテーマに、始めに農業委員会事務局から、昨年6・7月に実施した農地利用状況調査（農地パトロール）結果について説明しました。その中でも特に①再生可能と判断した遊休農地は、所有者に農地の利用意向調査を行いその後の利用・再生状況を確認していること、②農地に再生困難と判断した荒廃農地は、所有者の承諾を得て非農地判断し地目変更登記を促していることなど、遊休農地対策について説明したあと意見交換を行いました。

出席者からは「集落でビジョン

を作って、農地をどのように守っていくかを考えないと駄目だと思う」、「大型農家の支援だけでなく兼業農家支援も考え直して行わないと、農村地域が衰退していく懸念がある」など様々な意見が述べられました。

農業委員会としては、これらの意見を今後の遊休農地対策に役立てていきたいと考えています。



農振除外等の手続きについて

町では、農業の生産性向上とより良い農業環境の整備促進のために、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき「雫石農業振興地域整備計画」を策定し、農業用途に位置づけられた「農用地区域」と「農振白地地域」を設定しています。「農用地区域」内は宅地造成や建築等の開発行為、農地転用が制限されています。そのため、農用地区域内に建築等を行おうとする場合には、農用地区域からの除外手続きもしくは農業用施設用地への用途変更手続きが必要です。

①除外手続き

原則5年に1回の計画見直し時期に受付。次回の見直しは令和5年に予定しています。

除外するには、一定の要件を満たし、農地法の農地転用許可の見込等がある場合に限り手続きが可能です。

②用途変更手続き

随時受付を行っています。牛舎・農機具格納庫の整備を検討される方は、事前にご相談ください。手続きには時間がかかりますので、事業実施希望の半年以上前にご相談ください。

〈農業振興地域イメージ図〉

農地に住宅や牛舎などを建たい時

手続きの流れ

1. その農地が雫石農業振興地域整備計画で定めた「農用地区域内」かを確認
2. 「農用地区域内」の場合は、農林課で農用地区域からの除外手続きもしくは、用途変更手続きが必要
3. その後、農業委員会で農地転用の手続き

農業振興地域

農用地区域

農業用途に位置づけられた区域

- ※ 宅地造成や建築等の開発行為禁止
- ※ 農地転用原則不許可



農振白地地域

（一定の要件を満たし、農地法の農地転用許可の見込等がある場合に限り、農用地区域から除外）

問合せ先 雫石町役場農林課農政グループ ☎ 692-6491

家族経営協定で 魅力的な農業経営を目指そう!!

～ 70 組目が協定締結～



家族経営協定は、家族で取り組む農業経営について、意欲とやりがいをもって経営に参画できるよう、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族一人ひとりが対等な立場で話し合い、取決めるものです。

雫石町では、1月25日に土橋行政区の小林栄司さん、美智子さんご夫妻と後継者の浩平さんが、町内70組目となる家族経営協定を締結しました。

家族経営協定締結によるメリット

- ① 認定農業者の共同申請 ⇒ 配偶者、後継者による認定農業者の共同申請が認められます。
- ② 農業者年金の国庫助成 ⇒ 配偶者、後継者の保険料に対し、一定割合の国庫助成があります。
- ③ 農業次世代人材投資資金 ⇒ 経営開始型として夫婦ともに就農する場合、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

家族経営協定のご相談は、雫石町農業委員会事務局 ☎ 692-6595 まで

雫石町農地賃借料情報

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は以下のとおりです。

○農地の賃貸借契約の際、契約小作料の額を定めるにあたっての目安として設定していた標準小作料は、平成21年の農地法の改正に伴い廃止され、これに代わるものとして、過去1年間に実際に締結（公告）された賃借料を取りまとめた農地賃貸借水準を提供することとなりました。

○農地を貸し借りされる場合は、対象農地の条件等もありますので、当事者間の十分な話し合いで適正な金額を決めて下さい。

令和3年1月20日

雫石町農業委員会

（単位：円、筆）

1. 田の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
雫石	11,000	16,900	1,000	169	
御所	9,000	15,000	1,000	86	
西山	8,600	13,200	3,000	241	
御明神	8,700	15,000	3,000	149	
（参考）雫石町平均	9,300			645	

（単位：円、筆）

2. 畑の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
雫石	7,700	10,000	5,200	8	
御所	8,000	15,000	1,000	2	※5 R1
西山	8,200	10,000	5,000	12	
御明神	7,000	10,000	4,000	4	
（参考）雫石町平均	7,800			24	

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。（使用賃貸は含んでおりません）

※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当たり12,100円に換算しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※4 「（参考）雫石町平均」の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

※5 前年中に御所地区において参考可能な畑の賃貸借契約がないため、直近の情報を載せています。（雫石町平均には含んでおりません）

農業委員会総会審議状況

（件）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
農地法第3条（農地の賃貸・売買）	1	1	1	2	0	2
農地法第4条（農地の自己転用）	0	0	0	0	0	1
農地法第5条（売買・賃貸による転用）	2	2	1	0	2	0
農用地利用集積計画（農地の賃貸・売買）	26	2	5	20	5	14
農用地利用配分計画（農地中間管理機構と担い手との賃貸）	0	0	1	0	3	1
農地法適用外証明（農地ではないことの証明）	0	1	0	2	0	0
農地利用状況調査に係る非農地判断	0	0	0	57	2	1

情報公開

●会長交際費執行状況

令和2年9月～令和3年2月まで、交際費の執行はありませんでした。

【会長交際費とは】

会長が農業委員会を代表し外部との交渉、情報収集、町政協力者への謝意を表すために支出する経費で、会費や香典などです。



◇発行日 月4回金曜日
◇購読料 月700円

●お申込みは●

農業委員会事務局まで
☎692-6414

編集後記

長いようで短かったのか短いようで長かったのか、あと数か月で任期を終える事となりました。最後の1年間は新型コロナウィルスのため、公私とも飲む機会がほとんどありませんでした。不要不急の外出の自粛が広がり、少し過剰反応かな？とも思いました。でもコロナ禍が教えてくれたものも沢山あります。絶対コロナにかからないように皆で頑張るべすな！！

（編集委員 上野 哲）

農業委員会だより編集委員として、発行に6回係わらせていただきました。その度に快く御協力下さった全ての皆様に、心から感謝申し上げます。コロナ感染拡大や異常気象等悩み多き時代ですが、こんな時こそ『笑顔』で過ごしましょう。有難うございました。

（編集委員 小赤澤 悦子）

農地を相続したときは
農業委員会に届け出を

●農地を相続したときは農業委員会に届け出が必要です。
●届け出先は、農地の所在する市町村の農業委員会です。

▼問合せ先：農業委員会事務局
電話：692-16594